

# 大分県報

令和二年  
第一六四号  
十二月八日

（火曜日）

## 目次

### 告示

- 生活保護法等による指定医療機関の廃止……………一
- 令和二年度臨時種畜検査に合格した種畜……………一
- 土地改良区の定款変更認可……………二
- 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等の一部改正……………二
- 自動車専用道路の指定……………二
- 道路区域の変更（二件）……………二
- 道路の供用開始……………三
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………三
- 三重都市計画道路の変更案の縦覧……………四
- 選挙管理委員会告示……………四
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………四
- 公 告……………五
- 土地改良区の役員の就退任……………五
- 土地改良区の役員の退任……………六

### 告示

大分県告示第七百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰

令和二年十二月八日

国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。  
令和二年十二月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
長岡歯科医院	長岡 良志彦	中津市大字一ツ松一八二番地の一	令二・一〇・一
青山薬局	有限会社のぞみ調剤薬局	別府市田の湯町二〇〇四番の六	令二・九・三〇
あすなる薬局	〃	別府市大字北石垣一〇三六一五―二	〃
有限会社のぞみ調剤薬局別府店	〃	別府市大字鶴見四三九五番地一	〃
れんげ草薬局	〃	国東市国見町大熊毛字花開一八二―一	〃

### 大分県告示第七百二十三号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定による令和二年度の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和二年十二月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

種畜証明書番号	名前 (登録・登記番号)	品種	検査成績
令二大分県臨一第一号	姫口清 (2019子受卵大分黒8217)	黒毛和種	二級
令二大分県臨一第二号	小百合241 (2019子大分黒9169)	黒毛和種	二級

大分県報（告示）

<p>令二分県臨一第三号</p>	<p>平福富 (2019千大分黒8722)</p>	<p>黒毛和種</p>	<p>二級</p>
<p>令二分県臨一第四号</p>	<p>幸照茂 (2019千大分黒7907)</p>	<p>黒毛和種</p>	<p>二級</p>
<p>令二分県臨一第五号</p>	<p>秋忠寿恵499 (2019千大分黒6162)</p>	<p>黒毛和種</p>	<p>二級</p>
<p>令二分県臨一第六号</p>	<p>俊輔66 (2019千大分黒6563)</p>	<p>黒毛和種</p>	<p>二級</p>
<p>令二分県臨一第七号</p>	<p>高福花 (2019千大分黒7791)</p>	<p>黒毛和種</p>	<p>二級</p>
<p>令二分県臨一第八号</p>	<p>秋葉49 (2019千大分黒9020)</p>	<p>黒毛和種</p>	<p>二級</p>
<p><b>大分県告示第七百二十四号</b> 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。 令和二年十二月八日</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>			
<p>土地改良区名</p>	<p>所在地</p>	<p>認可年月日</p>	
<p>明正土地改良区</p>	<p>豊後大野市</p>	<p>令二・一一・二六</p>	
<p><b>大分県告示第七百二十五号</b> 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等（平成二十二年大分県告示第三百二十七―二号）の一部を次のように改正する。 令和二年十二月八日</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>第二の二の1中「別記様式第二十五号の十一」を「別記様式第二十五号の十四」に改め、第二の二の2中「別記様式第二十五号の十」を「別記様式第二十五号の十三」に改める。第五中「別記様式第二十五号の十一」を「別記様式第二十五号の十四」に改める。</p>			
<p><b>附則</b> (施行期日) 1 この告示は、公示の日から施行する。 (経過措置) 2 この告示による改正前の経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等第二の規定による申請及び第五の規定による再審査の申立ては、改正後の経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等の規定にかかわらず、令和三年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。</p>	<p><b>大分県告示第七百二十六号</b> 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。 その関係図面は、令和二年十二月八日から二週間大分県土木建築部道路建設課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和二年十二月八日</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>		
<p>道路の種類及び路線名</p>	<p>指定する道路の部分</p>	<p>指定年月日</p>	<p>一般国道二二二号 中津市耶馬溪町大字山移字下畑上三〇一六から 中津市耶馬溪町大字大島字シンゴ四九番五まで 令二・一一・八</p>
<p><b>大分県告示第七百二十七号</b> 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、令和二年十二月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和二年十二月八日</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>			
<p>道路の種類及び路線名</p>	<p>区 間</p>	<p>区域変更前後別</p>	<p>敷地の幅員 延 長</p>

県道松岡日岡線		大分市明野北五丁目一五五〇番一四から大分市大字小池原字園田一五二六番五まで		後	前	メートル 二二・三 ～二〇・三	メートル 二五三・三
後	前	三六・一 ～二〇・三	二五三・三				

大分県告示第七百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年十二月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年十二月八日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
		後	前			
県道三重弥生線	豊後大野市三重町松尾字塚田二六四六番七から豊後大野市三重町松尾字馬場二八二一番二まで	B	A	四九・三 ～八・〇	四六二・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
				四四・七 ～四・三	五六三・〇	

県道湛水挾間線		五七七番二二から大分市大字太田字辻一三八五番三まで		後	前	メートル 二二・二 ～三・二	メートル 一、三六四・〇
後	前	B	A	四八・五 ～八・五	一、三三八・〇		

大分県告示第七百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十二月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年十二月八日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道二二二号	中津市耶馬溪町大字大島字甲中島一七三番二から中津市耶馬溪町大字大島字江波六七番二まで	
県道三重弥生線	豊後大野市三重町松尾字岩下三一六四番一から豊後大野市三重町松尾字馬場二八二一番三まで	令二・一二・八

大分県告示第七百三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七條第一項及び第九條第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。

令和二年十二月八日

大分県報（告示）

令和二年十二月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)で定める事項	備考
桑ノ原川二支	佐伯市	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	(「別図」は、省略し、佐伯土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第七百三十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり三重都市計画道路の変更の案を縦覧に供する。

なお、豊後大野市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

令和二年十二月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

三重都市計画道路

二 都市計画の変更に係る事項  
三重都市計画道路中三・四・二号三重ノ原深田線ほか一路線を次のとおり変更する。

名称	位置		変更の概要
	起 点	終 点	
三・四・二号 三重ノ原深田線	豊後大野市三重町芦刈字糸丸	豊後大野市三重町秋葉字寺後	一部幅員の変更 一部区域の変更

三・五・一二号 豊後大野市三重町赤  
駅前高市線 嶺字西方下 場字高市 新規追加

(区域は、別図のとおり)

三 都市計画変更の案の縦覧期間

令和二年十二月九日(水) から

令和二年十二月二十三日(水) まで

四 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

豊後大野市三重町市場千二百番地 豊後大野市建設課

(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による令和二年十二月一日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という。)の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和二年十二月八日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、二四七人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合



